

青森市立堤小学校いじめ防止基本方針

令和3年6月17日改訂

1 いじめ防止についての基本的な考え

- 全教職員が「いじめは、どの児童にも、どの学級でも、起こり得るものである。」という共通認識をもって、すべての児童を見守っていく。
- 学校教育全体を通じて、「いじめは絶対に許されない」ということを児童に理解させる。
- いじめを未然に防ぐため、学校教育全体を通じて、児童に豊かな情操や道徳心を培い、児童が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築くようにする。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期解決に努める。
- いじめ防止のため、保護者や地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめとは

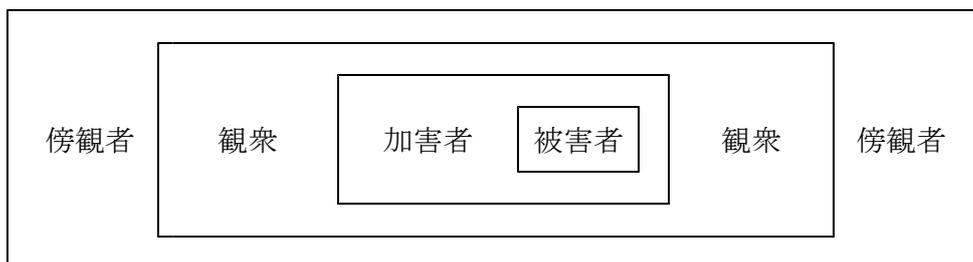
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、その行為のあった場所は、学校の内外を問わない。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場で事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめの構造

- ・被害者・・・いじめを受けている児童
- ・加害者・・・いじめを行っている児童
- ・観衆・・・いじめをはやし立てたり面白がったりしている児童
- ・傍観者・・・いじめを見て見ぬふりをしている児童



(3) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
(オンラインゲーム等の誹謗中傷も含まれる)
- ・その他

3 いじめ防止のための組織

(1) 組織の目的及び名称

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、校内に「堤小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成

- ・委員長…校長
- ・副委員長…教頭
- ・委員（全体会開催時）…全教職員
(定例会開催時) …いじめ防止推進教師、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各

学年主任

(臨時会開催時) …いじめ防止推進教師、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、カウンセリングアドバイザー、関係学年主任、関係学級担任、PTA会長、その他の関係者及び必要に応じて、第三者(地域団体代表者、児童民生委員、青森警察署員、児童相談所職員等)

- ・いじめ防止推進教師…いじめに係る事案の収集や集約、対応計画の立案等を行う。

(3) 組織の開催時期・回数

- ・4月に全体会を開催する。
- ・毎週月曜日(月曜日ができない場合はその週の別の日)に定例会を開催する。
- ・いじめが疑われる事案が発生した時には、その都度臨時会を開催する。

4 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- ・学校生活のルールを守るという規範意識を醸成する。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を得させる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級活動の時間を始め、あらゆる教育活動を通して育む。
- ・児童の学校や学級での居場所・絆づくりのため、すべての児童に、集団で活動する場面で、活躍する機会を設ける。
- ・授業を始めとする教育活動や学校生活での、児童の過度のストレスを防ぐため、児童一人一人の特性や能力等の実態に合った指導を行う。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童がもつよう、各学期始めには道徳や学級活動の中で重点的に指導するとともに、さまざまな活動の中で継続的に指導する。
- ・いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに係る行為につながることや、いじめを見たら、教師や保護者、友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、いじめについて知らせたりすることは決して悪いことではないことも指導する。
- ・児童同士の、インターネットを介した言葉のやり取りは、場合によってはいじめになり得るので、言葉遣いには十分に気を付けるよう、指導する。

(2) 教師として

- ・教師と児童、児童同士の信頼関係を深められるよう、努める。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚でき、自己有用感や充実感をもてる学級づくりを行う。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童一人一人がその特性を発揮できる授業を日々行うことに努める。
- ・児童に思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・教師が「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の心身の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- ・表面上「単なるトラブル」に見える事案であっても、関係する児童から丁寧な聴き取りを行い、詳細な把握に努める。
- ・学習態度や生活態度、学習の理解等について行った、教師の指導がいじめを生む原因とならないよう、十分に注意を払う。
- ・いじめの構造や対処等いじめ問題についての理解を深めるとともに、自己の人権感覚を磨く。
- ・教師一人で問題を抱え込まないで、学年主任や生徒指導主任、いじめ防止推進教師、管理職への報告や相談、協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめ防止について全教職員が共通理解するとともに、いじめ問題についての対応力を高める。
- ・いじめ防止のための年間指導計画を作成し、組織的・計画的に指導を行う。
- ・校長は、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任を始め、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

- ・児童（学級会、児童会等）が主体的にいじめ防止に取り組むよう支援する。
- ・いじめについて、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童の些細な変化を把握するため、毎日「児童の様子報告カード」に記録・集約し、いじめの未然防止のための指導に役立てる。

（４）保護者・地域に対して

- ・保護者と懇談会や面談等を行い、安心して相談できる信頼関係をつくる。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを、保護者に伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを参観日、学年・学校便り、PTA役員会、青森市立堤小学校学区安全指導運営委員会等で伝えて、理解と協力を求める。

５ 「いじめ」を早期に発見し、早期に解決するために

（１）早期発見のための取り組み

- ①早期発見に向けた日常的な観察や児童理解
 - ・児童の様子を担当を始め多くの教職員で見守り、変化のサインを見逃さず、気づいたことを、前記「児童の様子報告カード」等を活用し、情報共有するようにする。
 - ・様子に変化が認められる児童には、教師が積極的に声をかけ、変化の要因を捉えるようにする。
- ②面談の実施
 - ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
 - ・いじめを受けた児童や保護者からの訴えには、親身になって耳を傾け、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
 - ・いじめを受けた児童が自信をもてたり存在感を感じられたりできるよう、励ます。
 - ・いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに生徒指導主任・いじめ防止推進教師・管理職に報告し、校内で情報を共有するようにする。
- ③アンケート調査の実施
 - ・いじめの有無を把握するためのアンケート調査を毎月実施する。
 - ・調査結果を集約し、全教職員で情報を共有する。
- ④児童や保護者、地域からの日常の情報収集
 - ・学級担任は、折に触れて、児童にいじめに関する情報提供を呼びかける。
 - ・参観日、学年・学校便り、PTA役員会、青森市立堤小学校学区安全指導運営委員会等で、保護者や地域にいじめに関する情報提供を呼びかける。
 - ・校内に「いじめ情報提供ポスト」を設置し、児童や保護者、地域等から常時情報収集する。

（２）いじめが疑われる事案が発生した場合の措置

いじめが疑われる事案に教員が気づいたり、児童や保護者から相談があったりしたことに
ついて、特定の教員が1人で対応することなく、青森市教育委員会（以下「市教育委員会」
という。）のいじめ対応マニュアルに従い、複数の教職員で事実関係を早期に把握すると
ともに、組織として迅速に対応する。なお、いじめの有無や対応策は、堤小学校いじめ防
止対策委員会において判断・決定する。

- ①いじめを受けた児童及びその保護者への対応
 - ・いじめを受けた児童に対して、心のケアに努めるとともに、その保護者に対して、いじめの内容と事後の対策について説明する。
- ②いじめを行った児童及びその保護者への対応
 - ・いじめを行った児童に対して、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、早急にいじめをやめさせる。
 - ・いじめを行った児童には、単にいじめを受けた児童に謝罪させて終わるのではなく、いじめを行った理由を丁寧に聴き取る等、背景を的確に捉え、これを踏まえて、いじめを行ったことが誤りであったことを納得させる。
 - ・いじめを行うことが相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせる指導を行う。
 - ・いじめを行った児童の保護者に、いじめの内容と事後の対策について丁寧に説明するとともに、協力を求める。
- ③関係する集団（学級、所属部等）への対応
 - ・おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、自分たちでいじめを止めたり、解決したりすることの大切さを指導する。

- ・必要に応じて、学級指導や学年集会、全校集会等を利用して、他の児童にもいじめ防止の指導（いじめは絶対にしない、いじめを見たら勇気を出して止める・教師に知らせる等）をする。
- ④関係機関との連携
 - ・必要に応じて、いじめの早期解決のため、関係機関に連絡・相談する。
- ⑤教育委員会への報告・連携
 - ・いじめの事実があった場合は、市教育委員会のいじめ事案への対応フロー図に従って、市教育委員会に随時報告する。
 - ・必要に応じて、市教育委員会に指導助言を仰ぐ。
- ⑥その他
 - ・「いじめを受けた」との情報に寄せられた事案については、いじめと認知されなかった場合でも、「いじめを受けた」とされた児童や「いじめを行った」とされた児童については、その後の言動に引き続き注意を払い、必要な指導や支援をしていく。

(3) いじめの解消の確認

- ・認知したいじめについては、3か月にわたっていじめがなかったことを被害児童本人及びその保護者に確認した時点で、いじめが解消したものとする。

(4) いじめ事案に関する記録の保存

- ・いじめに関するアンケート調査解答用紙及びいじめ対応報告シート等、いじめに関する記録はすべて5年間保存する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺の企図、重大な傷害、多額の金品の被害、精神疾患等）が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより、その児童が相当の期間（年間30日の欠席が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・いじめたことが確定していなくても、児童やその保護者から「いじめを受けて重大事態に至った」という申し立てがあった場合は、重大事態として扱うこととする。

(2) 重大事態が発生した場合の措置

- ・重大事態が発生したら直ちに市教育委員会に報告するとともに、事案の調査の主体や調査組織について指示を仰ぐ。
- ・学校が調査主体となった場合は、原則として、下記のように対応する。
 - ア 組織による調査体制をつくる。
 - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けたとされる児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、いじめがあった場合は、いじめを行った児童及びその保護者に対しても情報を適切に提供する。
 - エ 市教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - オ 調査結果を市教育委員会に報告する。

7 評価及び改善

- ・各学期（7月・12月・3月）に、本校のいじめ問題に対する取り組みについての評価を行い、いじめ対策の見直しを行う等改善に努める。

8 記録保管場所

- ・いじめと認定されたら・・・「対応シート」に記録
- ・対応シート保管場所
 - 005生徒指導部関係 >04いじめ問題対応 >令和5年度
 - >いじめ対応シート（市教委提出版）
 - >対応シート（原版）【パスワード「ijimetaiou」】
- ・ファイル保存名「○【月】. ○【日】発生（○【年】-○【組】被害者名）」